

第7回守口市子ども・子育て会議認可部会

開催日時	令和7年2月27日（木）午後2時00分～午後3時30分	
開催場所	守口市役所6階 教育委員会会議室	
案 件	(1) 開会 (2) 議題 部会長の選出について 部会長の職務代理者の選出について 会議の運営についての確認 民間保育所の認可について (3) 閉会	
出席者	○出席委員（4名） 久保田 健一郎 栗山 美穂 森 滝子 渡辺 俊太郎 ○事務局（6名） こども部次長 子育て支援政策課 課長 子育て支援政策課 子育て支援政策課 こども施設課 主任 こども施設課 西川 大下 林田 飯田 森 小里	

○事務局 定刻になりましたので、第7回認可部会を開催させていただきます。

子ども・子育て会議の委員がかわってから、初の認可部会となります。部会長が選出されるまで、私、子育て支援政策課の大下が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本部会の傍聴について、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局 事務局より説明いたします。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとします。

なお、本会議においては、議事要旨作成のため、当部会はレコーダーで内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、当認可部会の位置づけについて、事務局より説明いたします。

○事務局 事務局より説明いたします。保育所の認可を行おうとするときは、児童福祉法の規定により、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないと定められております。

児童福祉法に規定されている児童福祉審議会の役割を担う会議として、本市は「守口市子ども・子育て会議」を条例により設置しておりますが、より専門的な見地により、家庭的保育事業所等の認可に係る調査・審議を行うことができるよう、「守口市子ども・子育て会議認可部会」を設置しております。

本市において、保育所の設置事業者を募集し、応募があった事業所について選定を行いましたが、当該事業者が設置する事業所の認可に当たり、委員の皆様から意見を聴取させていただくため、当認可部会を開催させていただいたものです。後ほど、事業者に関して事務局より説明させていただきますが、認可部会の委員の皆様には、認可に係る事業者及び設置を予定している事業所の事業内容等について忌憚ない御意見を頂戴できればと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局 本日の出席委員は、定数5名中4名でございます。なお、柏木委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○事務局 ただいま事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので会議は成立しております。

それでは、本日は新委員による初めての認可部会ですので、まず事務局より御出席いただいている委員及び事務局の紹介をいたします。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、まず渡辺委員です。

○渡辺委員 よろしくお願ひします。

○事務局 次に、久保田委員。次に、森委員。最後に、栗山委員。以上でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。こども部次長兼こども施設課長の西川でございます。

○事務局 西川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 子育て支援政策課課長の大下でございます。

○事務局 大下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 子育て支援政策課、飯田でございます。

○事務局 飯田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 こども施設課主任、森でございます。

○事務局 森でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 こども施設課、小里でございます。

○事務局 小里でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 改めて私、子育て支援政策課、林田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局　　本日の会議資料について説明いたします。

まず、資料①第7回守口市子ども・子育て会議認可部会次第。

次に、資料②令和7年4月1日事業開始予定の保育所に関する概要。

次に、資料③事業開始予定の保育所に関する認可申請書等一式。こちらは、3園分ございます。

次に、参考資料①守口市民間保育所設置運営事業者募集要項。

最後に、参考資料②大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
でございます。

○事務局　　ただいま事務局から資料の説明がありましたが、資料の確認をお願いいたします。不足等
はございませんでしょうか。ないようでございますので早速、本日の議題に入らせていただきます。本
日の議題は、次第に記載しているとおり4つございます。

まず、1つ目の議題、部会長の選出にまいります。部会長は、守口市子ども・子育て会議条例第7条
に、委員の互選により定めると規定されておりますが、何か御意見ある方はいらっしゃいますでし
ょうか。

○栗山委員　　守口市子ども・子育て会議で会長も務められている久保田委員にさせていただくのはいか
がでしょうか。

○事務局　　ただいま栗山委員から御提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局　　御異議がないようですので、久保田委員に部会長をお願いいたしたいと思います。

それでは、部会長が選出されましたので、以降の議事進行は久保田会長をお願いいたしたいと思
います。
どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田会長　　ただいま部会長に御指名いただきました久保田でございます。よろしくお願いいたします
ます。

それでは、議題②の「部会長の職務代理者の選出について」を議題といたします。

守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第3条第2項で、部会長に事故があるとき、または部会
長が欠けたとき、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、
私から指名させていただきたいと思います。学識経験者でもあります渡辺委員に職務代理者をお願いし
たいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員　　よろしくお願いいたします。

○久保田会長　　議題③の「会議の運営についての確認」について、事務局より説明をお願いいたしま
す。

○事務局　　それでは、会議の運営について御説明申し上げます。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、守口市子ども・子育て会議運営要領及
び守口市子ども・子育て会議傍聴要領を準用することとしております。

守口市子ども・子育て会議運営要領第2条には、個人に関する情報をはじめ特定の個人を識別し得る
内容について審議する場合、または子育て会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼ
すおそれがあると認める場合には、会議を非公開とすることができるとなっております。そのため、会
議の公開の取扱いにつきましては、この部会で個々の事案ごとに取扱いを決めていただきたいと考
えております。

議題④「保育所の認可について」では、事務局から説明部分に関しては、内容が既に市ホームページ
上に公開しているものであり、公開することで公正かつ中立な審議に支障を及ぼすことがあるとまでは
言えないため、公開するものと考えております。

一方で、具体的に御審議をお願いする部分につきましては、認可申請の申請者や実際に保育に従事する者の個人情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容が含まれていること、加えて認可申請をされた法人の事業情報等が含まれており、それを公開することで公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあることから、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項の規定により、会議を非公開とすることが適当と考えております。

なお、議事録の取扱いでございますけれども、会議の一部非公開が決定された場合は、当該非公開部分につきましては、議事録も非公開となります。議題4の審議に入る前に、以上のことを御決定いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 ありがとうございました。事務局より個別の審議内容については非公開が適当であるとの説明がありました。今回の認可に際しては、各委員が具体的に審議していただいている部分では、法人の事業情報もありますが、管理者や保育従事者の個人情報がかかり含まれておりますので、事務局の説明どおり非公開することが適当だと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○久保田会長 ということで、異議なしということで、非公開とさせていただきたいと思います。

それでは、この後の議題④「保育所の認可について」は、具体的な審議部分について非公開とすることとします。

審議の進め方としては、事務局から議題④について施設の概要の説明を受け、その後、具体的な審議部分だけ非公開することといたします。

なお、非公開部分の傍聴に関しては、一般の傍聴人には一時御退出いただきますが、子ども・子育て会議の委員に関しましては、子ども・子育て会議運営要領第5条の守秘義務に関する規定を遵守していただくことを条件に、そのまま傍聴していただくことを許可しますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○久保田会長 それでは、議題④の「保育所の認可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題の「保育所の認可について」御説明申し上げます。

本市では、これまで子ども医療費助成の拡大や幼児教育・保育の無償化をするなど様々な子育て支援施策を実施してきました。とりわけ、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29年4月から国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化政策では、多くの市民から好評の声をいただくとともに、それまで減少傾向であった就学前児童人口が増加に転じるなど、本市の子育て世帯の定住につながっているところです。

市では無償化政策の実施にあわせ民間活力の導入によって、私立保育所や小規模保育事業の新規認可等を行うなど保育の受皿確保にも取り組んでおり、無償化政策を実施した平成29年4月には、前年と比較して約500人分の受皿を新規認可等で新たに確保するなど、現在に至るまで約1,200人分の受皿を確保してきました。

一方で、昨年度に発生した厚生労働省定義の待機児童33人については、小規模保育事業5施設の新規認可や民間認定こども園4園の施設整備による積極的な保育の受皿拡大施策が功を奏し、解消を図ることができました。

しかしながら、依然として保育ニーズが高いことから、引き続き保育の受皿拡大に努める必要があり、特に新たに認可した小規模保育事業5施設における3歳未満児の受皿を確保することが求められます。そこで、民間事業者を活用し、新たな保育の受皿を確保するとともに、市民に寄り添ったきめ細かな利用調整を行うことで、本市におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、昨年度、保育所設置・運営事業者募集を実施し、その結果、令和7年4月に開設予定の3園の保育所を運営する事業者を選定

しました。

それでは、各事業者の概要について御説明申し上げます。

資料２「認可予定の保育所に関する概要」を御覧ください。

これは今回、認可申請のあった保育所に関する概要をまとめたものでございます。

１件目ですが、事業所名称はアイグラン保育園東光町で、開設予定エリアは南部エリアです。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。認可定員は９０人、開所時間は７時３０分から１９時３０分までの１２時間で、延長保育時間については１８時３０分から１９時３０分でございます。給食は、自園調理です。保育室設置階は１から３階、事業所専有延床面積は７４８．９８平方メートル、保育室等の面積は２４９．２９平方メートル、園庭面積は１４８．４８平方メートルです。代替として、近隣の公園５，１６０平方メートルを利用されます。

以上が、アイグラン保育園東光町の概要となります。

続きまして、２件目ですが、事業所名称はニチイキッズもりぐち橋波保育園で、開設予定エリアは南部エリアです。設置主体及び施設の所在地は、記載のとおりです。認可定員は９０人、開所時間は７時から１９時までの１２時間で、延長保育時間については７時から７時３０分及び１８時３０分から１９時まででございます。給食は、自園調理となります。保育室設置階は１、２階、事業所専有延床面積は５２０．２６平方メートル、保育室等の面積は２１７．４３平方メートル、園庭面積は４４．４７平方メートルです。代替として、近隣の公園１０，３６４平方メートルを利用されます。

以上が、ニチイキッズもりぐち橋波保育園の概要となります。

続きまして、３件目ですが、事業所名称はトレジャーキッズもりぐち保育園。開設予定エリアは、南部エリアです。設置主体及び施設の所在地は記載のとおりです。認可定員は９０人、開所時間は７時３０分から１９時３０分までの１２時間で、土曜日は７時３０分から１８時３０分までの１１時間です。延長保育時間については１８時３０分から１９時３０分でございます。土曜日は実施しておりません。給食は、自園調理となります。保育室設置階は１、２階、事業所専有延床面積は５７９．８２平方メートル、保育室等の面積は２５０．１平方メートル、園庭面積は５４．３３平方メートルです。代替として、近隣の公園５，１６０平方メートルを利用されます。

以上が、トレジャーキッズもりぐち保育園の概要となります。

誠に簡単な説明ではございますが、以上となります。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 どうもありがとうございました。

では、説明が終わりましたので、ここから具体的審議に入りますので、会議は非公開といたしたいと思います。

(非公開部分)

○久保田会長 審議の結果、市が認可を予定している保育園３園について、いずれも設備運営基準上の問題はありませんでした。

個々の意見に対する当認可部会の意見としては、事務局よりお願いします。

○事務局 私のほうからご説明させていただきます。

アイグラン保育園東光町のご意見としましては、給食の提供に当たって安全に配慮するとともに、市としても監査等により安全な保育環境の確保等に努められたい。

続きまして、株式会社セリオが予定しているトレジャーキッズもりぐち保育園につきましては、２点でございます。医療的ケア児室を設けるなどし、医療的ケア児や配慮の必要な児童の受入れについて積極

的に努められていることから、実現できるよう取り組まれない。2点目、実費負担については、保護者の誤解等を招くことがないように明記するとともに、しっかりと説明されたい。

ニチイ学館が運営を予定しているニチイキッズもりぐち橋波保育園につきましては、御意見なしというところでございます。

○久保田会長 どうもありがとうございました。以上、当認可部会の意見とさせていただきます。

なお、審議の概要及び認可部会としての意見につきましては、この会議終了後に開催いたします「第45回守口市子ども・子育て会議」で事務局から報告していただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、最後に事務局から連絡事項があります。

○事務局 認可部会を閉会した後、16時から引き続き第45回守口市子ども・子育て会議を開催いたします。少し時間がありますが、御協力のほど、よろしくお願いいたします。事務連絡については、以上でございます。

○久保田会長 どうもありがとうございました。

本日の案件は以上でございます。皆様、お疲れさまでした。本部会の議事録については、私と渡辺委員にて確認、署名を行います。では引き続き、16時から子ども・子育て会議もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分